

マイナンバーカードを作りませんか

▼申し込み・問い合わせ先 市民課 市民窓口班(合志庁舎)
☎(248)1113

マイナンバー制度がスタートして1年がたちました。市民の皆さんに送られている「通知カード」にマイナンバーが記載されていますが、これ一枚では身分証明書にはならず、各種申請時には公的機関発行の顔写真付き身分証明書も必要です。そこで、将来的にさまざまなメリットがある「マイナンバーカード」の交付申請をしませんか。

マイナンバーカードのメリット

- ・本人確認の際の公的な身分証明書になります。
- ・マイナンバーが必要な各種申請時に、これ一枚で番号確認と本人確認ができます。
- ・7月以降に運用開始予定のマイナポータルが、カードを使って利用できます。
- ・オンラインバンキングなど各種の民間オンライン取引に利用できるようになる見込みです。



申請は次の5つの方法から選べます

①郵送

通知カードと一緒に届いた交付申請書に、必要事項を記入して顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れてポストに投函する。



③スマートフォン

スマートフォンのカメラで顔写真を撮影。通知カードと一緒に届いた交付申請書記載のQRコードを読み込み、申請用ウェブサイトにアクセス。画面の案内に沿って必要事項を入力し、顔写真を添付して送信する。

⑤市役所や支所の窓口

通知カードと一緒に届いた交付申請書と写真・認め印・身分証明書を持って、窓口で申請する。

●申請窓口

- ・市民課(合志庁舎)
- ・泉ヶ丘支所
- ・西合志庁舎総合窓口課
- ・須屋支所

顔写真は
・縦4.5cm×横3.5cm
・直近6カ月以内に撮影
・無帽・正面・無背景のもの



カードの受取方法

どの申請方法でも、受け取り窓口は市民課(合志庁舎)です。市民課から交付通知書が届いたら、記載されている「受け取りに必要なもの」を確認のうえお越しください。※⑤に限り、郵送で受け取れる場合があります。詳しくはお尋ねください。

住所や氏名が変わったまたは変わる予定がある場合

住所・氏名などが変更されると、お手持ちの交付申請書は①～⑤の全ての場合で使用できなくなります。新しい申請書を交付しますので、市役所や支所の窓口までお越しください。

申請方法や顔写真の詳しい内容を掲載

マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

マイナンバーに関する各種お尋ねに
マイナンバー総合フリーダイヤル

日本語窓口 ☎0120-95-0178

外国語窓口 (Foreign Language Contact)

☎0120-0178-27

住民票の写しなどを第三者に交付した場合に、事前登録者にお知らせする

本人通知制度を4月から始めます

▼問い合わせ先

市民課 戸籍住民班(合志庁舎)
☎(248)1113

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍などの証明書の不正な請求を抑止し、人権侵害を防止するために行なう制度です。

職務上請求が認められている弁護士(裁判・訴訟などの手続きは除く)など、住民票の写しや戸籍を請求する権利・義務のある人に交付した場合、事前登録していた本人にその事実を通知します。

●対象書類

- ・住民票の写し
- ・住民票に記載された事項に関する証明書

明書

- ・戸籍の附票の写し
- ・戸籍の謄本・抄本
- ・戸籍に記載された事項に関する証明書

●通知内容

- ・証明書の交付年月日
- ・証明書の種別
- ・交付枚数
- ・交付請求者の種別(第三者など)

●登録できる人

市に住民登録または本籍がある人(過去にあった人も含む)

●登録に必要な書類

- ・登録申請書(各窓口、市ホームページにあります)
- ・本人確認書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど)
- ・代理人が申請する場合は、登録希望者からの委任状と代理人の本人確認書類
- ・法定代理人が申請する場合は、戸籍などの資格を有する書類と法定代理人の本人確認書類

●登録の期間

登録した日から起算して3年間(再度登録を希望する場合は申請が必要です)

※登録申請は受け付け中ですが、3月中旬に申請しても登録は4月からとなります。

●申込先

市民課(合志庁舎)、西合志庁舎総合窓口課、須屋支所、泉ヶ丘支所

ハンセン病の歴史を学んでみませんか

菊池恵楓園ボランティアガイド養成講座

▼問い合わせ先

福祉課 社会福祉班(西合志庁舎)
☎(242)1149

ハンセン病の隔離の歴史、差別と闘って生きた人たちの歴史を学ぶ基礎的な講座を開催します。ハンセン病とは何か。なぜ隔離政策がとられ、そこでもんなことが起こったのか。菊池恵楓園で人権の大切さ、生きることの意味の深さ、命の尊さを勉強してみませんか。

また、この講座を修了すると、菊池恵楓園のボランティアガイドとして認定されます。

※昨年以前に未了の講座がある人は、参加の際に昨年までの受講カードを必ずお持ちください。

●とき 4月15日(土)・22日(土) 2日間

●ところ 菊池恵楓園内 恵楓会館

●受講料 無料

●申込方法 受講申込書に必要事項を記入し、ファクスで左記のいずれかにお申し込みください。

- ・菊池恵楓園入所者自治会 FAX(208)0337
- ・菜の花法律事務所 FAX(322)7732

●養成講座日程

4月15日(土)	4月22日(土)
9:00~ 受付	9:00~ 受付
開講式・オリエンテーション	9:30~11:30 恵楓園の医療、介護の実態
10:00~12:00 ハンセン病問題の歴史	昼食
昼食	12:30~14:30 熊本で起きた事件 ~本妙寺・黒髪小・菊池事件~
13:00~15:00 ハンセン病問題基本法	休憩
休憩	14:45~16:30 園内・社会交流会館見学
15:15~16:45 ハンセン病の医学	修了式・ガイド認定

●受講申込書配布場所 合志庁舎1階ロビー、福祉課(西合志庁舎)、須屋支所、泉ヶ丘支所 ※市ホームページからダウンロードもできます。

●申込期限 4月10日(月)